

林業・木材産業関係制度金融等の概要

		日本政策金融公庫資金	林業・木材産業改善資金	木材産業等高度化推進資金	農林漁業信用基金債務保証
根 拠 法 令		株式会社日本政策金融公庫法	林業・木材産業改善資金助成法	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（第6条第1項第2号） 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（第16条第1項第1号）	独立行政法人農林漁業信用基金法 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（第6条第1項第3号）
目 的		農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者の資金調達を支援するための長期かつ低利の資金の供給	林業従事者、木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の開始、新たな生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に必要な資金の融通	木材の生産又は流通を行う事業者が事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金の融通 木安法の認定事業者が木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の融通	林業者等の融資機関からの林業経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証
貸付等の主体		株式会社日本政策金融公庫	都道府県	民間金融機関 （都道府県との協調融資）	独立行政法人農林漁業信用基金 （保証主体）
貸付等対象者		林業を営む者又はその者の組織する法人等	林業従事者、木材産業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）を営む者、これらの組織する団体等	林業経営基盤強化法に基づく合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた者 木安法に基づく木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた者（森林組合、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場開設者、木材製品利用事業者等）	出資者たる林業者等（造林・育林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、森林組合、木材卸売業者、木材市場開設者、木材製品利用事業者等）
貸付条件	利 率	0.30～1.85% （利率：R4.10.20 現在）	無 利 子	短期(最大)0.90%～1.60% 長期(最大)0.60%～1.30% 上記の利率以下で各都道府県が設定 （利率：R4.12.1 現在）	保証料率：0.15%～1.80% （事業者の財務内容等による）
	償還期限等	最長 35 年（据置期間 20 年）以内 （一部特例あり）	最長 10 年（据置期間 3 年）以内 （一部特例あり）	運転資金が対象 短期 1 年以内 長期 5 年（据置期間 1 年）以内	（保証期間の最高限度） 運転資金 7 年、設備資金 15 年
原 資		政府からの出資金、政府（財政投融資特別会計）からの借入金、農林漁業信用基金からの寄託金、回収金	政府からの補助金と都道府県の一般会計からの繰入れ	農林漁業信用基金の貸付金（政府からの出資金）並びに都道府県及び民間金融機関の自己資金	政府、都道府県、林業者等からの出資金